

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	病院の開設等の許可の申請の際の協議の場への参加及び当該許可に係る条件の付与	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	医療法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし	※	
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		※
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					※

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《遵守費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

遵守費用について、「地域医療構想の達成の推進のために必要な条件に、正当な理由がないのに従わない医療機関について、都道府県知事の勧告や命令に従うための費用が発生します」と記載しているが、評価書記載の他にも発生することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、医療機関等が都道府県知事からの求めに応じて協議に参加する費用及び許可の申請に対する許可に付された地域医療構想の達成の推進のために必要な条件に従うために病床の機能を変更するための費用が発生することが想定される。

○ 厚生労働省の説明

病院の開設等の許可の申請をした医療機関であって、地域医療構想の達成推進のための協議の場への参加を求められた者が、当該協議の場に参加等するための費用及び許可の申請に対する許可に付された地域医療構想の達成の推進のために必要な条件に従うために病床の機能を変更するための費用が発生する。

《行政費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

行政費用について、「都道府県において、条件に従わない医療機関に対する勧告・命令等にかかる費用が発生します」と記載しているが、評価書記載の他にも発生することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、都道府県が、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議する場を設けるための費用等、病院開設等の許可申請に対する許可に地域医療構想達成の推進のために必要な条件を付すための費用が発生することが想定される。

○ 厚生労働省の説明

都道府県において、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議する場を設けるための費用及び病院開設等の許可申請に対する許可に地域医療構想達成の推進のために必要な条件を付すための費用が発生する。

《便益の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

便益について、「改正案では、代替案に比して、・・・医療資源の有効活用が進むことが期待されます。」と記載しているが、代替案と比較した分析となっているため、ベースラインと比較をした上での便益を記載するべきである。

○ 厚生労働省の説明

都道府県が策定する地域医療構想を実現するための実効性の担保が図られ、これにより、地域医療構想の実現が図られ、病床機能の分化と連携による医療資源の有効活用が進むことにより、地域医療の総合的な質の向上が期待される。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、「勧告や命令にかかる費用が、条件に従わない医療機関と都道府県において一定程度発生する一方で、・・・」と記載しているが、前述のとおり、遵守費用、行政費用及び便益の分析において課題が見受けられることから、この点を踏まえて本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

改正案を導入することにより、前述のとおり地域医療構想の達成の推進のために要する遵守費用及び行政費用が発生するものの、当該費用は、地域医療構想の達成の推進を通じて、地域における病床機能の分化及び連携の推進による地域医療の総合的な質の向上といった便益に還元され、将来世代にわたり享受できるものである。

《代替案との比較に係る補足説明》

○ 当省の照会

- ① 代替案の遵守費用について、「改正案の場合に比して、地域医療構想の達成に際して、条件に従わない医療機関が増加する可能性があり、それ以外の医療機関に追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります」と記載しているが、評価書記載の他にも発生することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、医療機関が、都道府県知事の求めに応じて協議に参加する費用及び当該条件に従うために病床の機能を変更するための費用等が発生することが想定される。

- ② 代替案の行政費用について、「都道府県において、地域医療構想の達成に際して、条件に従わない医療機関にかかる代替措置を講ずる必要が生じ、当該措置のための費用が発生します。」と記載しているが、評価書記載の他にも発生することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、都道府県が、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議する場を設けるための費用等、病院開設等の許可申請に対する許可がされる際に、地域医療構想達成の推進のために必要な条件を付すための費用が発生することが想定される。

○ 厚生労働省の説明

- ① 代替案の遵守費用について、地域医療構想の達成推進のための協議の場への参加を求められた医療機関が、当該協議の場に参加する等の費用及び許可の申請に対する許可に付された地域医療構想の達成の推進のために必要な条件に従うために病床の機能を変更するための費用が改正案と同程度発生する。

- ② 代替案の行政費用について、都道府県において、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議する場を設けるための費用及び病院開設等の許可申請に対する許可に、地域医療構想達成の推進のために必要な条件を付すための費用が改正案と同程度発生する。

《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「この法律の公布後必要に応じ、…検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。」と記載しているが、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律案の附則第2条第4項において「政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と記載されていることから、本規定に基づいて適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案において、法律の公布後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。